著作権が制限されている場合（著作物が自由に利用できる場合）（2）

権利制限規定（条）

教育目的関係

- 教科書等への掲載 (33 条)
- 教科用図書代替教材への掲載等 (33 条の 2)
- 教科用拡大図書等の作成のための複製 (33 条の 3)
- 学校教育番組の放送等 (34 条)
- 学校その他の教育機関における複製・公衆送信等 (35 条)
- 試験問題としての複製等 (36 条)

視聴覚障害者による著作物へのアクセスの保障

- 視覚障害者等のための複製等 (37 条)
- 聴覚障害者等のための複製等 (37 条の 2)

非営利無料の上演・演奏・上映等関係

- 営利を目的としない上演・演奏・上映等 (38 条)

報道・国家活動関係

- 公開の演説等の利用 (40 条)
- 時事の事件の報道のための利用 (41 条)
- 裁判手続等における複製等 (41 条の 2·1 項)
- 行政審判手続等における複製等 (41 条の 2·2 項)
- 立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等 (42 条)
- 審査等の手続における複製等 (42 条の 2)